

利用者支援事業の仕組み

「利用者支援事業」について

事業の目的

子ども・子育て支援の推進にあたって、子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し、支援。

主な事業内容

○総合的な利用者支援

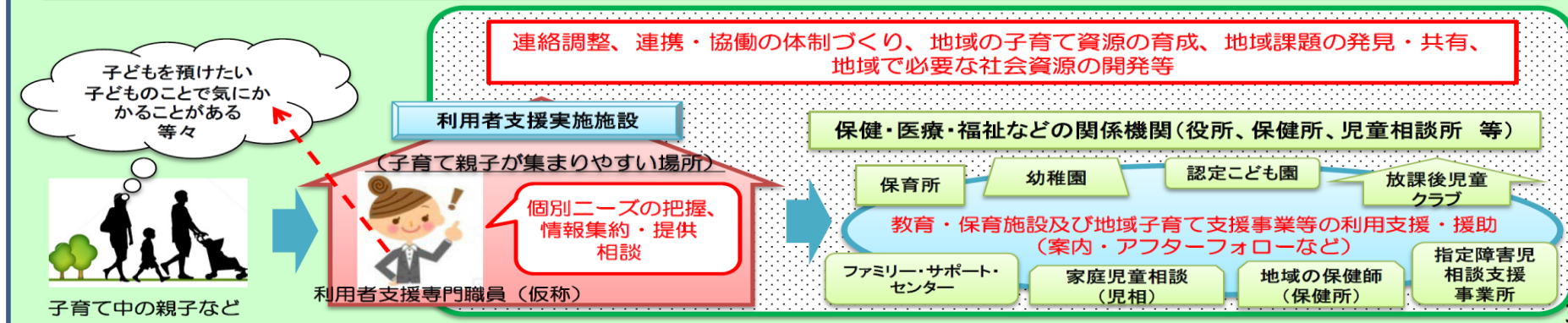
子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用に当たっての「情報集約・提供」「相談」「利用支援・援助」

○地域連携

子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等

いずれかの類型を選択して実施。

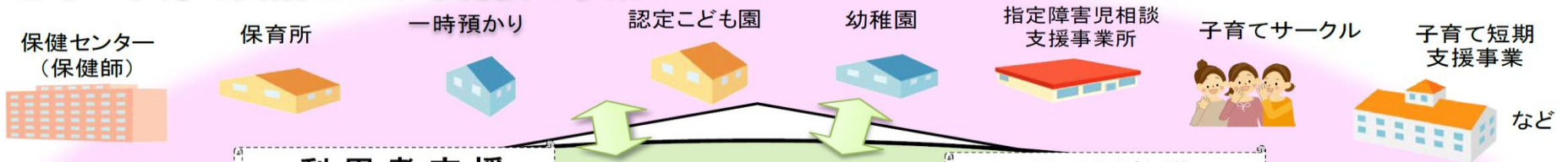
- ① 「基本型」：「利用者支援」と「地域連携」を共に実施する形態
(主として、行政窓口以外で、親子が継続的に利用できる施設を活用。) (例：地域子育て支援拠点事業で実施の「地域機能強化型」)
- ② 「特定型」：主に「利用者支援」を実施する形態 ※地域連携については、行政がその機能を果たす。
(主として、行政機関の窓口等を活用。) (例：横浜市「保育コンシェルジュ事業」)



国が作成した資料から抜粋（平成 26 年 6 月 13 日に東京都が開催した「子ども・子育て支援新制度区市町村説明会」資料 9 「保育緊急確保事業について」から）

利用者支援事業と地域子育て支援拠点事業の整理について

子ども・子育て支援にかかる施設・事業



利用者支援

- ・子育て等に関する相談(=個別ニーズの把握)
↓ ※必要に応じてアウトリーチによる支援
- 個別ニーズに応じた
- ・教育分野等も含めたより幅広い情報収集、提供
- ・施設・事業等の利用にあたっての助言・利用支援

地域連携

- 円滑な利用者支援実施のための
- ・関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制作り
- ・地域の子育て資源の育成、社会資源の開発

利用者支援事業

一体的な運営で子育て家庭支援の機能を強化！

地域子育て支援拠点事業

- ・子育て親子の交流の場の提供
- ・子育て等に関する相談、援助
- ・地域の子育て関連情報の提供
- ・子育て・子育て支援に関する講習

⇒ **気軽に訪問して、相談や情報の取得ができる！**

相談しやすい敷居の低い場所

子育て中の親子(妊婦含む)など

子育て家庭が通いやすい場所

